

海外経済要録

米州諸国

△ニクソン大統領の経済報告

ニクソン大統領は1月30日、1970年の経済報告を発表した。報告の主要点は次のとおり。

- (1) 70年の米国経済の運営にあたっては、①67年にみられたような短期停滞後のインフレ再燃、②きびしい金融引締めによるリセッションへの落込み、③過度な金融ひっ迫による住宅建設のまひ、など「三つの危険」があるとし、これらを回避しつつ「金融市場での緊張とゆがみを解消し金利を引き下げ、経済の秩序正しい前進をもたらす最善の方法」は、連邦予算を均衡させ金融引締めを控えめにすることである、としている。
- (2) インフレ収束の見通しについては、「急成長を抑制すると同時に経済を急に冷やすことも回避する」との方針であり、「物価安定は急速には実現せず、いくつもの段階を経た後に達成される」としている。
- (3) 70年の経済見通しは、上半期の経済活動はほぼ停滞するが、上記政策方針に従い、下半期には物価鎮静化の方向を保ちつつ景気をモドレートに回復せしめていくことも可能になるとし、名目GDP成長率約5.5%を予測している。
- (4) 報告は、75年までの米国経済のやや長期的な展望にも触れているが、これによると、今後6年間については潜在成長力の伸びを年平均4.3%とみ、72年まではインフレ克服のため成長を潜在成長力の伸び以下にとどめるが、73年以降は成長力限度いっぱいの拡大を遂げるとし、75年のGDPは69年価格で1兆2,000億ドルに達すると予測している。また、この間の失業率は年平均3.8%、GDPデフレーターの上昇率は1.7%になるものとしている。

△ニクソン大統領の予算教書

ニクソン大統領は2月2日、1971会計年度予算教書を議会に提出した。同教書の概要は次のとおり。

- (1) 71年度の予算規模は、歳入2,021億ドル(本年度見込み1,994億ドル)、歳出2,008億ドル(同1,979億ドル)、収支じりは13億ドルの黒字(同15億ドルの黒字)が見込まれている。予算規模の伸び(前年度比、歳入1.4%、歳出1.5%)が、ここ数年に比べきわめて小幅な点が特徴的であり、こうした黒字・緊縮予算を編成した理由に

ついで、「継続的なインフレ圧力を食い止めるとともに、ひっ迫している金融市場を緩和するため」とされている。

- (2) 歳入面では、現行付加税の本年度末期限満了、税制改革などによる減収を補うために、①71年1月以降税率軽減の予定されていた乗用車、電話サービスに対する消費税を現行税率(各7%、9%)のまま71年末まで1年間延長する、②71年1月から社会保険課税最高限度を7,800ドルから9,000ドルに引き上げる、③空港、港湾、道路等施設の利用者負担を引き上げる、などの提案が行なわれている。一部で予想されていた間接税の新設や、増税等の措置は予定されていない。

米国の1971年度予算案

(単位・億ドル)

	1971年度 予算案	1970年度 実績推定	増減(△)額
歳 入	2,021	1,994	27
歳 出	2,008	1,979	29
収 支 じ り	13	15	△ 2
歳入内訳			
個人所得税	910	922	△ 12
法人所得税	350	370	△ 20
社会保険税	491	448	43
消費税	175	159	16
そ の 他	95	94	1
歳出内訳			
国防費	736	794	△ 58
国際関係費	36	41	△ 5
宇宙開発費	34	39	△ 5
農業関係費	54	63	△ 9
天然資源費	25	25	—
商業・運輸費	88	94	△ 6
住宅・地域開発費	38	30	8
教育・労働費	81	75	6
保健	150	133	17
所得保障	504	438	66
復員軍人費	85	87	△ 2
国債利息	178	178	—
一般行政費	41	36	5
そ の 他	— 41	— 56	15

歳出項目の構成比推移

(単位・%)

費 目	1961年度	1970年度 実績推定	1971年度案
國 防	48	40	37
人 的 資 源 計 画	30	37	41
そ の 他	22	23	23

(3) 一方歳出面では、国防費がベトナム戦費を中心に本年度比58億ドルと大幅に削減された反面、教育、保険、労働関係等人的資源対策費は本年度に比べかなり増加している。この結果、予算に占める国防費のウエイトは37%と1950年(30%)以来の最低になり、人的資源対策費とウエイトが逆転するに至った。このような内政重視は、今回の予算教書で「70年代への戦略」としてとくに強調されている点である。

◇米国連邦準備制度理事会、預金金利最高限度を引き上げ

1. 米国連邦準備制度理事会は1月20日、レギュレーションQによる預金金利最高限度を引き上げ翌1月21日から実施すると発表した。

今回の措置は、「現行金融引締め政策の枠内で(within the framework of continued overall credit restraint)、銀行預金金利水準をある程度まで市場証券金利の実勢にさや寄せ、かたがたインフレ抑制の見地から長期貯蓄を奨励するなどの配慮もあって採られたもの」とされている。

新たな預金金利最高限度は下表のとおり。

レギュレーションQによる預金金利最高限度
(単位・%)

	実 施 日			
	1966年		1968年	1970年
	7月 20日	9月 26日	4月 19日	1月 21日
貯蓄預金	4.0	4.0	4.0	(注1) 4.5
定期預金				
複数満期(注2)				
30~89日	4.0	4.0	4.0	4.5
90日以上	5.0	5.0	5.0	5.0
単数満期				
10万ドル未満				
30日以上 1年未満	5.5	5.0	5.0	5.0
1年以上 2年未満	〃	〃	〃	5.5
2年以上	〃	〃	〃	5.75
10万ドル以上				
30~59日	5.5	5.5	5.5	6.25
60~89日	〃	〃	5.75	6.50
90~179日	〃	〃	6.0	6.75
180日~1年未満	〃	〃	6.25	7.0
1年以上	〃	〃	〃	7.5

(注1) 貯蓄預金については、銀行のオプションにより1970年1月1日にさかのばって4.5%のレートを適用できる。

(注2) 複数満期(multiple maturity)定期預金とは、預金者の選択により複数の満期日(たとえば3月30日、6月30日、9月30日など)のいずれかで引出し可能な定期預金。預金者は書面で引出しを通知することを要し、この通知がなければ、満期日が自動的に更新される。

2. 上記措置と同時に連邦準備制度理事会はレギュレーションDを改正し、銀行持株会社(連邦準備制度の監督権限外にある1行持株会社たると、同制度に登録義務のある多行持株会社たるとを問わない)およびその傘下にある銀行以外の子会社が加盟銀行に資金を供給する目的をもって発行するコマーシャル・ペーパーを準備対象預金とみなし、10%の準備率を課する旨提案した。同理事会は昨年10月29日、上記コマーシャル・ペーパーに対し預金金利規制を適用する旨提案していたが(44年12月号「要録」参照)、金利規制延長法(昨年12月23日成立)によって同コマーシャル・ペーパーに対し準備率を適用する権限を付与されたため、方針を改めて今回の再提案となったものである。これに対する市中のコメントのための猶予期間は2月16日まで。採用が決定すると2月26日から実施される。

3. 連邦預金保険会社理事会は1月21日、連邦準備制度理事会発表の措置に対応し、連邦準備制度非加盟付保険

(別表1)

連邦住宅貸付銀行制度加盟の貯蓄貸付組合の預金金利最高限度

(単位・%)

	実 施 日		
	1966年 9月26日	1969年 12月19日	1970年 1月22日
貯蓄預金 (passbook account)			
通常のもの	(注1) 4.75	(注1) 4.75	(注2) 5.0
90日通知もの	〃	〃	5.25
定期預金 (certificate account)			
10万ドル未満			
90~179日			5.25
180日~1年未満	5.25	5.25	〃
1年以上 2年未満	〃	〃	(注3) 5.75
2年以上	〃	〃	(注4) 6.0
10万ドル以上			(注5) 6.5
60~89日			6.5
90~179日			6.75
180日~1年未満			7.0
1年以上			7.5

(注1) カリフォルニア、ネバダ、ハワイの各州に特例として5%の金利上限が認められていた。

(注2) 一率に5%。ただし1月1日にそにして実施。

(注3) ただし最低限度1口5,000ドルのもの。

(注4) ただし最低限度1口1万ドル、12月15日現在預金残高を保有していたものの振替えに限る。期間2~5年。

(注5) ただし最低限度1口1万ドル、期間2~10年。

(注6) 10万ドル以上定期預金の発行限度は貯蓄貸付組合預金量の2%以内。

の商業銀行に対しても連銀と同一の預金金利最高限度引き上げを実施した。なお連邦預金保険制度加盟の相互貯蓄銀行に対しては従来一率5%の最高限度を設定していたが、預金種類別、期間別に最高限度を設定した(別表2)。

また連邦住宅貸付銀行理事会も翌1月22日、連銀、預金保険会社の措置に追随し、同制度加盟貯蓄貸付組合の預金金利最高限度引き上げを実施した(別表1)。

(別表2)

連邦預金保険制度加盟相互貯
蓄銀行の預金金利最高限度

(単位・%)

	実施日	
	1966年 9月26日	1970年 1月21日
貯蓄預金 通常のもの	5.0	5.0
90日通知もの	〃	5.25
定期預金 1年以上 2年未満	〃	5.75
2年以上	〃	6.0

◇米国連邦準備制度理事会、フェデラル・ファンド取引に関するレギュレーションを改正

連邦準備制度理事会は1月8日、レギュレーションDおよびQを一部改正し2月12日以降、加盟銀行がフェデラル・ファンド取引に関連して企業等の顧客に対して負う債務を、預金準備ならびに預金金利規制の適用対象に加えることとした。

今回の改正は、一部の銀行が企業などから預金以外のかたちで資金を受け入れ、これをフェデラル・ファンド市場で運用することによって高利を支払うなど、支払準備率の適用ならびに預金金利規制を回避する動きが出ておりることに対処し、抜け穴を封じるために行なわれたものとされている。

◇米国、預金金利規制の延長など

米国議会は昨年12月23日、次の内容から成る法案を承認した。ただし、信用統制条項については、政府、連銀ともこれを発動する意図がない旨声明している。

- (1) 連邦準備制度理事会、連邦預金保険会社および連邦住宅貸付銀行理事会の3統括機関が、監督下にある金融機関の預金金利最高限度を設定する権限を、1971年3月22日まで延長する(44年10月号「要録」参照)。
- (2) 連邦準備法第19条(a)を改正し、連邦準備制度理事会に対して、加盟銀行の直接的債務たると加盟銀行系列会社(affiliate)の債務たるとを問わず、これを当該銀行の預金債務と解釈する権限を与える。これは銀行持株会社により発行されたコマーシャル・ペーパーを規

制することを目的としており、従来これを預金とみなすことによっていた法的疑義を取り除いたものである。

(3) 連邦準備法第19条(b)を改正し、同理事会に対し、最高22%の限度内で加盟銀行の外国銀行からの借入れ(ユーロ・ドラー)に預金準備規制を課す権限を与える。従来はこの権限が明文化されていなかったため、同理事会ではこの種の借入れを、第19条(b)にいう「要求払預金以外の預金」と解釈してきたが、この場合の準備率上限は、一般的の定期性預金に対するのと同じ10%であった。

(4) 連邦預金保険会社の付保限度額を、従来の15千ドルから20千ドルに引き上げる。これは預金の奨励によって、住宅貸付の増加を促す意図に出るものといわれる。

(5) 1950年の「国防生産法」(Defense Production Act)を改正し、大統領が民間主要産業を指導して、戦時経済体制に適合した各種の自主協定(voluntary agreements and programs)を結ばせる権限(注)を復活させる。

(注) 同権限は朝鮮戦争当時に発動された。大統領は連邦準備制度理事会に指示して、金融機関が国防部門に優先的に信用を供与させる目的で主要金融機関にまたがる委員会を設置させた。

(6) 新たに信用統制法(Credit Control Act)を制定し、大統領がインフレ阻止のため必要と判断した場合に、連邦準備制度理事会をして信用の統制に当たらせる権限を与える。その場合の信用統制権限はきわめて広範にわたり、同理事会はすべての信用取引を量的質的に規制することができる(注)。

(注) すなわち、同理事会は、①すべての信用取引に最高限度を画すことができ、場合によってはこれを全面的に禁止できる。②すべての信用供与につき、最高金利、最長満期期間、支払方法等を決定でき、実行金利を指示することもできる。

歐　洲　諸　國

◇E E C、マルク切上げに伴う農産物問題で最終決定

マルク切上げに伴う西ドイツ農民所得の補償問題(44年11月号「要録」)については、昨年11月1日のE E C理事会で合意をみていたが、西ドイツ議会は12月19日これを承認し、本年1月1日から実施の運びとなった。概要次のとおり。

- (1) 補償期間を1970年から73年までの4年間とし、毎年17億ドイツ・マルクを補償する。
- (2) 上記17億ドイツ・マルクのうち780百万ドイツ・マルクについては、西ドイツの農産物付加価値税引上げ(5.5→8.0%)によってまかなく。残り920百万ドイツ・マルクについては、E E C農業指導保証基金(F E O G A)および西ドイツ政府が分担する。

なお、西ドイツの輸出入農産物に対し過渡的に認められていた8.5%の調整金は、当初の期限(69年10月27日から6週間)を若干延長し、昨年末まで実施された。

◇英国、表面金利8.5%の国債発行を発表

英国政府は1月23日、表面金利8.5%の国債発行を発表した。これは、昨年7月および10月発行の長期国債(44年8月号および11月号「要録」)、1月発行の6.75%短期国債(償還期限1971年、発行価格96.3125ポンド)と同様、英蘭銀行のオペ種補てんをおもなねらいとしたものと説明されている。この国債は、同時に本年9月に最終満期の到来する3%貯蓄債券の償換のためにも発行されることとなっており、政府はそのオファーを3月1日付けで行なう旨表明した。

国債発行要項(カッコ内は昨年10月発行分)

金額	6億ポンド、ただし貯蓄債券償換え分は含まず(4億ポンド)
期間	最終12年(28年)
発行価格	96.25 ポンド(95ポンド)
表面金利	8.5%(8.75%)
(応募者利回りは9.155%、前回9.398%、ただし当局試算)	

◇西ドイツ、景気安定策を決定

西ドイツ政府は1月22日、次のような景気安定策を決定した。政府筋によれば、本措置はマルク切上げの物価上昇抑制効果を補完するためのものとされている(「国別動向」参照)。

(1) 本年度連邦歳出(総額914億マルク)のうち、とりあえず27億マルク相当分の支出を繰り延べ、とくに上期中については、投資的支出を中心に支出テンポを抑制する。州、地方公共団体についても、これに歩調を合わせた支出抑制を要請する。

また、前年の支出線延べ分27億マルクは景気刺激が必要となるまで凍結する。

なお、この結果、歳出の伸びは8.8%と本年度のG N P成長率見込み(9~10%)を下回ることとなる。

(2) 本年初から実施予定の減税措置については、勤労所得控除の

引上げは本年央まで、3%の現行付加税(財源確保のため1968年以降実施中)の廃止は明年初まで、それぞれ実施日を遅らせる。

- (3) 上期中の歳入超過額のうちから連邦15億マルク、州10億マルクを景気調整準備金に6月末までに積み立てる。
- (4) 勤労者貯蓄に関する税法上の優遇措置強化を検討する。
- (5) 価格協定等による不当な価格引上げに対し、監察を強化する。
- (6) 切上げによる農産物価格の下落が消費者段階にまで及ぶよう監視する。
- (7) 当面公共料金の引上げをできるだけ回避するよう努力する。

なお、同日の閣議で從来西ドイツへの長期資本流入を防止する目的で実施されてきたクーポン・タックス(非居住者が取得する西ドイツ長期債券の利子に対して25%の課税を行なう)を廃止する方針が決定された。

◇西ドイツ政府、年次経済報告を議会に提出

西ドイツ政府は1月29日、議会に70年年次経済報告を提出した。概要次のとおり(下表参照)。

(1) 本年の西ドイツ経済は、マルク切上げや海外景気のスロー・ダウンなどにより年央以降成長のテンポはなだらかになるが大きな景気後退に陥ることはなく、70年の実質G N P成長率は4~5%とほぼ適正な水準になろう。

需要項目別にみると、設備投資が企業のコスト上昇

(前年比・%)

	1968年	1969年	1970年(見通し)
個人消費	+ 5.7	+ 10.4	+ 9.5~10.5
政府消費	+ 3.8	+ 11.1	+ 9.5~10.5
固定資本形成	+ 8.9	+ 18.9	+ 13~14
輸出(サービスを含む)	+ 13.2	+ 14.1	+ 5.5
輸入(〃)	+ 13.2	+ 19.1	+ 10
G N P	+ 9.2	+ 11.8	+ 9~10 (上期+10.5~11.5) (下期+ 7.5~8.5)
G N P(実質)	+ 7.4	+ 8.3	+ 4~5 (上期+ 5~6) (下期+ 3~4)
G N Pデフレーター	+ 1.5	+ 3.1	+ 5
消費者物価	+ 2.0	+ 2.5	+ 3
失業率(実数)	1.5	0.8	1以下

などに伴いしただいに鈍化する一方、個人消費は所得増を背景に強調を続け、これが成長をささえる見込みである。

- (2) 切上げの効果は徐々に浸透し、輸出の伸び鈍化(5.5%増、69年14.1%増)などから経常海外余剰は110億マルク(GNPの1.5~2.0%)程度に縮小しよう(69年は156億マルク、GNPの2.6%)。
- (3) 物価は昨年来の騰勢がなお尾を引き、切上げに伴う農産物価格の下落を織り込んでも年間上昇率はGNPデフレーターで5%、消費者物価で3%となろう(69年はGNPデフレーター3.1%、消費者物価2.5%各増)。
- (4) 本年度の政策としては景気安定策の実施(前項参照)のほか、競争政策の強化(競争制限禁止法の改正)等も必要である。

◇西ドイツ、米国政府中期債の期限前償還を要請

ブンデス銀行は1月中旬、同行保有の米国政府中期債券のうち20億マルク相当分につき、米国政府に期限前償還を求めた。同中期債は、対米為替補償協定(Devisen-ausgleichsabkommen)に基づき米国の国際収支対策に協力する見地からブンデス銀行が引き受けたもので、期間は4年半(残存期間は2~3年といわれる)となっているが、西ドイツの国際収支悪化の場合には期限前償還することになっている。なお、同債券はマルク建で、今回償還に伴い西ドイツは546百万ドルの外貨を受け取った。

◇フランス銀行、外貨建資産を評価替え

フランス銀行は、大蔵大臣との12月4日付協約(Convention)に基づいて12月31日、外貨資産を次のとおり評価替えた。

- (1) 資産のうち、保有金(Encaisse-or)、一覧払い対外債権(Disponibilités à vue à l'étranger)、世銀等貸付金(Annuités de Prêt de la B.I.R.D. et l'Export Import Bank)を新平価で表示する(注)。
- (2) 評価益2,351,592千フランは「1969年切下げ評価益」(Plus-value de réévaluation 1969、新設の負債勘定科目)に計上したうえ、為替安定基金の69年12月決算の赤字(支払利子増大等)および切下げに伴う諸国際機関への出資分減価の補てん等に充当する。

(注) 1. IMF出資金のうち金払込み分は、切下げ直後評価替え(フランス銀行週報69年8月14日号)。
2. 「一覧払い対外債権」、「世銀等貸付金」のうち69年8月11日以降に取得されたものは新平価で表示されるが、それ以前のものは旧平価のまま表示する。

◇フランス、最低賃金法を改正

フランス議会は1月2日、最低賃金法の改正を可決した。主要点は次のとおりで、実施は1月4日から。なお、適用対象労働者は約75万人と伝えられる。

- (1) 最低賃金をこれまでの単なる最低保証制から消費者物価スライド制に改め、これに伴い名称をSMIG(Salaire Minimum Interprofessionel Garanti、最低保証賃金)からSMIC(Salaire Minimum de Croissance、スライド制最低賃金)と改める。
- (2) SMICは全国消費者物価指数にスライドして決定する(前回決定時から同指数が2%以上上昇した場合、指数発表の次の月から同率引上げ)。
- (3) さらにSMICは毎年7月1日に国民所得を考慮して改訂する。この場合、SMICの実質増加率(名目上昇率-消費者物価上昇率)は、労働省が発表する四半期平均の時間当たり賃金実質増加率の半分を下回らない。
- (4) 政府は、団体協約高等委員会(commission supérieure des conventions collectives、労・使・政府等代表35名で構成)の勧告に従って、年度の途中にSMICの引上げを行なうことができる。

◇フランス、消費者信用規制を継続

フランス国家信用理事会は1月29日、1月末で期限切れとなる消費者信用規制措置(44年10月号「要録」)を一部手直しのうえ、2月以降引き続き実施する旨決定した。

- (1) 個人用自動車、家具等の賦払い最長期間(従来15ヶ月)を18か月に延長する。従来18か月であったもの(ラジオ、テレビ、オートバイ等)は据え置く。
- (2) 頭金率は変更しない。

消費者信用規制は、一部の全面緩和期待にもかかわらずわずかな手直しにとどめられたが、これは、「最近の経済金融情勢をみると、フランス切下げ後の諸政策はたしかに好ましい結果をもたらしてはいるが、いまだ経済の均衡回復のために実施している各種の措置を緩和する状況には至っていない」(コミュニケーション)との慎重な判断に基づくものである。

◇オーストリア、公定歩合を引上げ

オーストリア国民銀行は1月21日、次の決定を行なった。

- (1) 公定割引歩合を4.75%から5.0%へ、債券担保貸付金利を5.25%から5.5%へそれぞれ引き上げる(翌22日実施)。

オーストリアの主要経済指標

	1968年	1969年						
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	8月	9月	10月	11月
鉱工業生産指数*	126 (1963年=100)	134 (6.8)	139 (9.8)	143 (9.4)	146 (11.5)	143 (9.2)	143 (10.9)	
○失業者数*	72 (千人)	72 (66)	69 (72)	66 (74)	65 (74)	66 (73)	61 (73)	
貨金指數	138.9 (1963年=100)	141.8 (6.8)	145.8 (4.7)	150.0 (4.5)	149.8 (7.2)	150.4 (7.1)	150.5 (7.4)	150.6 (7.1)
小売売上高指數*	130 (1963年=100)	132 (4.0)	135 (3.9)	138 (3.8)	140 (5.3)	136 (6.9)	141 (4.6)	141 (6.8)
卸売物価指數	114 (1963年=100)	115 (0.9)	116 (1.8)	117 (1.8)	117 (2.6)	117 (2.6)	118 (3.5)	118 (3.5)
消費者物価指數	119 (1963年=100)	121 (2.6)	122 (2.5)	123 (3.4)	123 (3.4)	123 (2.5)	124 (2.5)	124 (2.5)
輸出(F.O.B)*	166 (月平均・百万ドル)	186 (9.9)	193 (18.5)	206 (19.1)	195 (24.8)	215 (16.1)	225 (28.7)	
輸入(C.I.F)*	208 ('')	219 (7.8)	233 (9.0)	243 (16.5)	237 (13.6)	252 (6.3)	291 (21.2)	
○貿易収支じり*	△ 42 (△ 42)	△ 33 (△ 43)	△ 40 (△ 39)	△ 37 (△ 50)	△ 42 (△ 55)	△ 41 (△ 41)	△ 36 (△ 35)	
金・外貨準備高	1,510 (IMF Pos.を含む、百万ドル)	1,465 (1,484)	1,413 (1,405)	1,445 (1,495)	1,458 (1,538)	1,445 (1,549)	1,544 (1,538)	1,513 (1,523)

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率(%)。ただし○印は前年同期実数。

2. *印は季節調整済み。

資料: OECD, Main Economic Indicators.

(2) 市中銀行に対し15億シリングの短期証券(Kassenschein)(注)を売却する(2月2日実施)。

同行の説明によれば、本措置は、国内景気の過熱傾向および海外の高金利に対処するためのものとされている。

同国の景況は、輸出および設備・在庫投資を中心に活況を呈しており(鉱工業生産は年率10%のペースで増大)、昨秋ごろからマルク切上げの影響もあって過熱のきざしがみられはじめていた。

(注) 短期証券(Kassenschein)は、国民銀行の手持オペ対象証券の不足を補うため同行が発行するもの。この制度は昨年8月の国民銀行法改正により踏足(44年8月号「要録」)したが、発動は今回が初めてである。

◇スイス、市中貸出規制を強化

スイス国民銀行は市中銀行と協議のうえ、昨年9月来実施の市中貸出規制を次のように強化することとした。

(1) 本年2月1日から1年間の貸出増加率を、従来認めていた増加率(1969年9月1日以降の1年間につき金融機関により9~11.5%、平均約10%、44年10月号「要録」)の15%減とする(対象金融機関平均の増加率は約8.5%に縮小される)。

(2) 従来1年間の増加率のみを決めていたのを、前半、後半各6ヶ月間に配分する。

(3) 明年2月1日から半年間の貸出増加率を対象金融機関平均約4.25%とする。

スイスの国内景況は昨年央ごろから過熱ぎみとなっていたが、マルク切上げによりインフレ傾向が一段と拍車される懸念が強まったため、今回の措置が採られたものとみられている。なお、今次決定は政府が近く効果的なインフレーション抑制策を実施するという前提のもとに進行なわれたと説明されている。

アジア諸国

◇セイロン、公定歩合を引上げ

セイロン中央銀行は1月11日、公定歩合(政府証券担保の貸付金利)を5.5%から6.5%に引き上げた。

同国では、茶の輸出低迷を主因に外貨準備が39百万ドルの危機的水準(輸入の1.3ヶ月分)に落ち込んでいるにもかかわらず、国内では従来の社会福祉政策に加え、今春の総選挙を控えて公務員給与の引上げを中心とする財政支出の大幅拡大(本年度予算、前年比+11%)が図られ、しかもこうした内需の強調を映して物価が急騰(CPI、1969年上期、前年同期比+9%)するなどインフレ懸念は一段と強まっているため、金融面から引締め措置が採られたものである。

◇インドネシア、預金金利を引下げ

インドネシア中央銀行は、1月1日、国立商業銀行の定期預金金利を次のとおり改訂、即日実施した。

12か月もの 月利 2.0% (従来 2.5%)

6か月の 月利 1.75% (従来 2.0%)

(注) 3か月もの(月利 1.5%)および3か月未満もの(同 1.0%)は従来どおり。

インドネシア当局は、インフレの抑制、国内貯蓄の増強を図るため、1968年10月、定期預金金利の大幅引上げ(12か月もの、月利 6.0%)を実施したが、その後におけるインフレの収束および預金残高の急増(定期預金残高、68年10月末の18億ルピアに対し、69年6月末 245億ルピア、同11月末317億ルピア)に伴い、昨年3月以来漸次引下げを図っており、今回もその一環として行なわれたものである。

◇韓国、1970年度予算の成立

韓国の1970年度(暦年)予算は、昨年12月国会を通過、成立した。本予算は、昨秋來打ち出された高度成長政策の一部手直しを映じて、均衡予算となっているほか、予算規模も前年度比 15.4% 増(前年度 22.1% 増、前々年度 21.6% 増)にとどめるなど従来に比べ抑制ぎみとなっている。その内容について注目される点は次のとおり。

韓国 の 1970 年 度 予 算

(単位・億ウォン)

		1970年度		1969年	1969年
		予算	構成比 (%)	度最終 予算	度比増 減(△) 率(%)
歳 入	租 税	3,441	79.5	2,627	31.0
	うち 内 国 税	2,837	65.6	2,105	34.8
	関 税	604	14.0	522	15.7
	専 売 益 金	301	7.0	243	24.1
	そ の 他	361	8.3	622	△ 42.0
小 計		4,103	94.8	3,492	17.5
歳 出	見 返 り 資 金	162	3.7	211	△ 23.2
	ベトナム派遣経費 に対する米国援助	62	1.4	49	26.5
合 計		4,327	100.0	3,751	15.4
歳 出	一 般 経 費	1,910	44.1	1,570	21.6
	国 防 費	1,005	23.2	836	20.3
	財 政 投 融 資	1,406	32.5	1,339	5.0
	そ の 他	6	0.1	7	△ 3.1
	合 計	4,327	100.0	3,751	15.4

(注) 1ウォンは邦貨約1.2円。

(1) 歳出面では、公務員、軍人の給与水準の引上げ、北鮮との対立激化に伴う防衛力増強の要請などにより、一般経費および国防費がそれぞれ 21.6%、20.3% の増加を示した反面、財政投融資の増加率がわずか 5.0% 増(前年度 16.6% 増)に抑制されている。

(2) 歳入面では、租税以外の経常収入、見返り資金等の減少を補い歳出増をまかなうため、物品税等を中心とする税率を一部引き上げるなどして内国税の大幅な增收(34.8% 増、前年度 27.3% 増)を図っている。この結果、国民の租税率(対GDP)が 16.6% と前年度(15.6%)よりさらに高まっている。

共産圏諸国

◇ソ連の1970年度国家予算

昨年12月開かれた最高会議で1970年度国家予算が発表された。それによれば、別表のとおり、歳入は 1,449 億ルーブル、歳出は 1,447 億ルーブルと、ともに 8.1% 増で、伸び率において前年度のそれぞれ 10.2%、10.4% を下回った。収支じりでは歳入超過 2 億ルーブルと引き続き均衡財政を維持している。

歳入面の特徴としては、利潤控除収入(フォンド使用料その他を含む)が前年度比 24 億ルーブル増加し、前年に引き続き歳入予算中最大の比重を占めていることが指摘されよう。これは経済改革の実施に伴い企業利潤も一応増大することを予定したものである。ちなみに、本年の国民経済全体の利潤総額は 773 億ルーブル、前年比 9% の増加が見込まれている。

1966年まで歳入予算中最大の比重を占めていた取引税収入は、1967年以降その地位を上記利潤控除収入に譲ったが、本年は国営および協同組合商業の小売商品取引増(前年比 7.3%)を考慮し、8.3% 増を予定している。

一方歳出面では、その大宗を占める国民経済費は 634 億ルーブルと前年比 8.7% の増加となっている。このうちとくに注目されるのは、技術革新の基礎となる最新機械設備生産投資が 190 億ルーブルと前年比 11% 増を見込んでいるほか、国民生活水準向上の見地から軽工業・食品工業発展費として 94 億ルーブル、前年比 9.3% 増が支出されることとなっており、さらに農業投資 78 億ルーブル、前年比 15% 増が予定されていることであろう。

このように、本年度予算においても引き続き技術革新、農業・国民生活水準向上の問題が重視されている。

国防費は 179 億ルーブルと前年比わずかに 2 億ルーブルの増加であり、また総額に占める比重も前年の 13.2% から 12.3% と低下し、引き続き平和共存政策を堅持する

姿勢を示している。

ソ連の1970年度国家予算

(単位・億ルーブル)

	1968年 (暫定)	1969年 (案)	1970年 (案)	1969年		1970年	
				構成比	前年比増減(△)率	構成比	前年比増加率
歳入総額	1,308	1,340	1,449	% 100	% 10.2	% 100	% 8.1
利潤控除 (ファンド使用料その他を含む)	480	480	504	35.8	0	34.7	5.0
取引税	408	429	465	32.0	5.1	32.1	8.3
国民諸税	105	115	127	8.0	9.5	8.8	10.4
歳出総額	1,286	1,338	1,447	100	10.4	100	8.1
国民経済費	587	583	634	43.6	△ 0.01	43.8	8.7
社会文化費	483	510	548	38.1	6.0	37.9	7.4
国防費	167	177	179	13.2	6.0	12.3	1.1
収支じり	22	2	2				